

会 議 録

会議の名称	令和3年度第3回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会		
開催日時	令和4年（2022年）2月8日（火）午後3時00分		
開催場所	第二庁舎3階大会議室	公開の可否	可
事務局	総務部法務・コンプライアンス課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	園田委員、恩地委員、井上委員、宮下委員、高橋委員、谷口委員、東委員、細谷委員、小林委員、山本委員	
	事務局	太田法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、林主事、須賀主事	
	その他	静木都市計画課長補佐、木村都市計画係長、大塚事務職員 杉本住宅課長、木下総務企画係長 松浪母子保健課長、藤田こども相談課長、出口主幹、杉山児童生徒課長、込山副主幹兼生徒指導係長 大森税務管理課長補佐、山崎管理係長	
議題	1. 豊中市個人情報保護条例第7条第2項第7号に規定する個人情報の本人外収集の可否及び同条第3項に基づく本人への通知の要否について（令和3年度市長諮問第2号-1） 2. 豊中市個人情報保護条例第7条第2項第7号に規定する個人情報の本人外収集の可否、豊中市個人情報保護条例第12条第2項第6号に規定する個人情報の目的外利用の可否について（令和3年度市長諮問第2号-2、令和3年度市長諮問第2号-3） 3. 豊中市個人情報保護条例第7条第2項第7号に規定する個人情報の本人外収集の可否及び同条第3項に基づく本人への通知の要否、豊中市個人情報保護条例第12条第2項第6号に規定する個人情報の目的外利用の可否及び同条第4項に基づく本人への通知の要否について（令和3年度市長諮問第2号-4、令和3年度市長諮問第2号-5、令和3年度市長諮問第2号-6、令和3年度市長諮問第2号-7、令和3年度教育長諮問第1号-1、令和3年度教育長諮問第1号-2） 4. クレジットカード収納業務に係る委託先事業者の変更について（報告） 5. 豊中市個人情報保護制度の見直しについて（令和3年度市長諮問第3号）		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

○会長 定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第3回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況を報告して下さい。

○事務局 本日は、お忙しい中、運営委員会にご出席していただきまして、ありがとうございます。本日は、加賀委員、重長委員、佐藤委員が欠席されておりますが、過半数の10名の委員の皆さまのご出席をいただいておりますことで、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例施行規則第2条第2項の規定に照らし、会議の開催要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○会長 ありがとうございます。事務局からの報告のとおり、定足数を満たしているということですので、会議を始めます。まず、事務局から本日の議題について説明をして下さい。

○事務局 それでは、本日の会議の予定について、ご説明申し上げます。お手元に配布しております「会議次第」をご覧ください。本日は諮問案件が4件、報告案件が1件ございます。

諮問案件につきましては、1件目が都市計画推進部都市計画課所管の「土地利用基礎調査」に係る豊中市個人情報保護条例第7条第2項第7号に規定する個人情報の本人外収集の可否及び同条第3項に基づく本人への通知の要否について、2件目が都市計画推進部住宅課所管の「豊中市における空き家対策計画策定のための空き家実態調査」に係る豊中市個人情報保護条例第7条第2項第7号に規定する個人情報の本人外収集の可否及び同条例第12条第2項第6号に規定する個人情報の目的外利用の可否について、3件目が諮問としては6本でございますが、それぞれ関連性が高いため1案件として合わせてご審議いただきたく存じます。内容は、健康医療部母子保健課所管の「母子保健事業」、こども未来部こども相談課所管の「子ども家庭支援事業」、教育委員会児童生徒課所管の「児童生徒支援事業」に係る豊中市個人情報保護条例第7条第2項第7号に規定する個人情報の本人外収集の可否及び同条第3項に基づく本人への通知の要否について並びに同条例第12条第2項第6号に規定する個人情報の目的外利用の可否及び同条第4項に基づく本人への通知の要否について。

報告案件につきましては、「クレジットカード収納業務に係る委託先事業者の変更について」でございます。

諮問案件の4件目が総務部法務・コンプライアンス課所管の「豊中市個人情報保護制度の見直しについて」に係る豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例第2条第1項第2号に規定する重要事項について、でございます。

それでは、進行方よろしく願いいたします。

○会長 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、会議を進めてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 では、諮問の案件です。資料番号1-1から1-3、都市計画推進部都市計画課所管の「土地利用基礎調査」に係る個人情報の本人外収集の可否及び本人への通知の要否に関する諮問案件について審議したいと思います。担当課から説明を受けたいと思いますので、事務局、関係の職員に入室してもらってください。

(都市計画課職員 入室)

○会長 ごくろうさまです。まず、本日出席していただきました職員の方々の自己紹介をお願いします。

(都市計画課職員 自己紹介)

○会長 それでは、諮問案件を説明してください。

○都市計画課 まず、お配りしている資料1-1の諮問表をご覧ください。今回、都市計画課が本人外収集を必要とする個人情報は、上下水道局経営企画課及び窓口課が保有しております水道使用データでございます。今回諮問させていただく事務事業は、土地利用基礎調査となり、この土地利用基礎調査は、市内の土地利用状況を調査するものです。土地利用基礎調査は、既に平成15年に固定資産課税情報の目的外利用について答申をいただいているもので、今回、この土地利用基礎調査の調査項目に「空家」を追加することから、これまでの情報では「空家」について調査ができないため、上下水道局が所管する水道使用データの本人外収集を行うものです。

次に、資料1-2の土地利用基礎調査における空家項目の追加についてをご覧ください。土地利用基礎調査の概要についてご説明します。土地利用基礎調査は、都市計画法や建築基準法等の適切な運用と住民のまちづくりへの主体的な取組の支援を目的として、土地や建物の利用状況等の把握を行っている調査です。調査結果は、都市づくりの方針を定める都市計画マスタープラン等の計画策定、見直しに活用されるほか、後ほどご説明しますが、都市計画法に定める「都市計画基礎調査」の基礎データともなっております。本調査結果は、「2.土地利用基礎調査データ」にあります図のように建物利用、土地利用ごとに色分けを行うことにより、市内の建物、土地利用状況の把握ができるものとなります。

次に、資料1-3の都市計画基礎調査の概要もあわせてご覧ください。今回、土地利用基礎調査に「空家」項目を追加する経緯についてご説明します。土地利用基礎調査の項目への「空家」の追加は、先程申し上げた都市計画基礎調査の調査項目に見直しがなされ調査項目に「空家」が追加されたため、それに伴って行うものとなります。都市計画基礎調査とは、都市計画法第6条に基づき、都道府県がおおむね5年毎に都市における現況及び将来の見通しについて行う調査です。例として、建物利用現況の調査では、建物毎に用途、階数、構造等の情報を固定資産課税

台帳等から収集し、そのデータを基に建物利用現況図等を作成するものとなっております。この都市計画基礎調査の調査主体は、都道府県ですが、市町村に協力を求めることができるようになっており、これまで大阪府の都市計画基礎調査の依頼に対し、土地利用基礎調査の調査結果を用いて回答を行っております。この都市計画基礎調査の調査項目については、都市計画法及び同法施行規則により規定されておりますが、今回、都市計画法施行規則が改正され、変更の1つとして調査項目の見直しがなされ、変更箇所は、資料1-3の左下の表にある赤字部分となります。その中で、番号9のところですが、調査項目に「空家等の状況」が追加となっており、これに併せて土地利用基礎調査においても調査項目に「空家」を追加しようとするものです。

資料1-1の諮問表にお戻りいただき、表の中央をご覧ください。収集を必要とする理由については、先程申し上げた内容と重複いたしますので割愛させていただきますが、「空家」の調査手法としましては、水道使用量や水栓データの開閉区分等を組み合わせて給水状況の把握を行い、直近1年間において使用実績がない、又は著しく少ない建物を「空家」として把握するものです。なお、空家の定義、調査フローについては、資料1-2の裏面に記載させていただいております。本人への通知に関しましては、特定の個人を限定せず、市内の建物現況図や市街地特性に係る集計データとして活用するため、通知しないものとしております。必要な個人情報の項目につきましては、表の右の欄に記載の通りでございます。

以上が都市計画課からの説明となります。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。ただ今、担当課から説明がありましたが、この件について委員の皆さんでご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○委員 空家ということですが、集合住宅の中にある空家も対象となるのでしょうか。

○都市計画課 まず、土地利用基礎調査の空家は、住宅の空家だけでなく空店舗も含まれます。また、質問事項である集合住宅の空家の考え方につきましては、その集合住宅全体が空家となっていれば、空家と判断させていただくこととなります。

○会長 マンションの一室だけが空家となっていた場合は、対象とならないのですか。

○都市計画課 空家かどうかについては、あくまでも水栓データで判断しますので、集合住宅内で水栓データが各住戸にあれば、各住戸ごとに空家と判断できますが、そういった例は少なく、一般的にマンション全体に対しての水栓データが多いことから、その建物の水栓データの状況に応じて判断していくこととなります。

○会長 他に何かご質問、ご意見はありますか。

(意見なし)

○会長 それでは、質問、意見が出尽くしたようですので、審議に移ります。都市計画課の職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

(都市計画課職員 退室)

○会長 それでは、委員の皆さまにお諮りします。諮問案件の取扱いをいかがでしょうか。委員の皆さんで意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

○会長 意見がないようですので、今回諮問されました、資料番号1-1の個人情報の本人外収集の取扱いについては承認する、本人通知の取扱いについては承認するというところでよろしいですか。特に何か意見を付すということもないですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、次の案件に移ります。資料番号2-1から2-3都市計画推進部住宅課所管の「豊中市における空き家対策計画策定のための空き家実態調査」に係る個人情報の本人外収集の可否及び個人情報の目的外利用の可否に関する諮問案件について審議したいと思います。担当課から説明を受けたいと思いますので、事務局、関係の職員に入室してもらってください。

(住宅課職員 入室)

○会長 ごくろうさまです。まず、本日出席していただきました職員の方々の自己紹介をお願いします。

(住宅課職員 自己紹介)

○会長 それでは、諮問案件を説明してください。

○住宅課職員 それでは、本件諮問「豊中市における空き家対策計画策定のための空き家実態調査」についてご説明いたします。本件調査は、空き家の管理状況等の情報を把握することにより課題を抽出し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「豊中市空家等対策計画」を策定

するための基礎資料とすべく、令和4年度(2022年度)に空き家の実態調査を実施するものです。これまで行ってきた調査では、国の実施する「住宅・土地統計調査」の情報取得や市内の一部地域での現地調査・アンケート調査に留まっておりましたが、「空家等対策計画」策定のための基礎資料とするには、市内全域を対象として地域別の分析を行う等、より詳細な実態の把握が必要と考えております。このため、令和4年度に実施する空き家実態調査は、市内全域を調査対象とし、市内の住宅等における水栓のデータにより空き家を推定した上で、固定資産税課税台帳データの活用により現地調査や建物所有者へのアンケート調査を行い、空き家の実態把握及び空家対策を検討するための分析を行うものです。「空き家であるかどうか」の判別は、外観から一見して行うことは難しく、予め「空き家推定リスト」を作成した上で実地調査を行う必要があります。

資料2-1の諮問表をご覧ください。こちらに水栓情報データの本人外収集を必要とする理由を記載しています。水栓情報の提供を求める具体的理由としましては、空家特措法によれば、空き家とは、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」とされていることから、直近1年間の水栓の使用状況を基に、市が空き家実態調査を実施するために必要な「空き家推定リスト」を作成するためです。また、リストの作成にあたっては、主な利用業種や利用形態を絞り込む必要があるため、水栓番号や調定水量・開閉区分以外にも利用状況の判別ができるデータを必要としています。

続きまして、資料2-2の諮問表をご覧ください。こちらに固定資産税課税台帳データの目的外利用を必要とする理由を記載しています。固定資産税課税台帳データの提供を求める具体的理由としては、上下水道局の水栓データを基に作成した「空き家推定リスト」だけでは、その所在地は解るものの、所有者や種類(用途)・建築年月日等の物件(家屋)そのものの情報としては不足することから、アンケート調査を実施する際の所有者の特定をはじめ、どのような家屋が空き家となる傾向にあるのか等の分析を行うためには固定資産税課税台帳データが必要となるためです。

以上のことから本件諮問をお願いするものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただ今、担当課から説明がありましたが、この件について、委員の皆さんでご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○委員 先ほどの案件と空き家という点では似ているんですけど、また扱う情報も水道局の持っている情報ということで情報の項目も一緒なんですけど、さきほどの都市計画課の案件とは何かリンクしているのか、全然協力し合わないのか、そのあたりを聞かせてください。

○住宅課 基本的には独立して動いていくことになると考えています。そもそもの目的が違うというところで、都市計画課さんとは別々で諮問させていただいているところではあるんですけども、最終的にわれわれとしましては、所有者を特定して具体的に空き家を所有されている

方に対しまして、どのようにお使いですか、どのような使用状況ですかというところまでいきますので、そういう意味でもデータの使い方というのが異なってくるものと考えております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 この案件についても都市計画法施行規則の改正に伴う措置ということですか。

○住宅課 こちらは都市計画法とは関係のないものになります。空家等の対策計画を作るために実態調査をするというところについては、国から、市町村ではできるだけ計画を作って空き家等の対策をしてくださいと言われていた流れの中で、豊中市においても計画を作って対策をしていこうということで今回の諮問をするものでございます。

○会長 今後空き家の問題はどんどん深刻になってくるんですか。

○住宅課 平成30年のデータにはなりますが、住宅土地統計調査においても豊中市の空き家率は15.3%で、府内の平均よりも少し高く、全国平均もたしか13.6%ぐらいで、それよりも高くなっています。やはり、これから人がどんどん高齢化して、さらに減っていくというような推測の中では、やはり空き家というのは必然的に増えていくのかなというところがあって、当然放置されますと空き家が傷んできてまわりに影響を及ぼすということになりかねませんので、その辺の対処を今回の計画を立ててきちっとやっていこうという流れでございます。

○会長 空き家というと治安の問題も出てきますよね。そういうのはこういう計画に関係してくるのですか。

○住宅課 治安の問題というのも空き家がはらんでいる要素としてはやはり見過ごせないところになるのではないかと考えております。やはり空き家が傷んでくると、そのうち窓が割れたり傷んできたりして容易に誰かが侵入できる状態になったりすることも考えられるところではありますので、そのあたり、やはり動物や人間がそこにたむろしたり、無断で侵入したりすることは考えられますので、治安の問題に関わってくるものと考えております。

また、治安のお話、特に空き家が誰でも入れるような状態になると一番懸念されるのは、火災、放火になります。なので、そういうことが起こるとやっぱり地域住民さんに迷惑がかかるということになりますので、しっかり空き家の所有者さんに管理していただきたいということから、空き家所有者にどういう状況ですかということをきちっと確認したいというところがありますので、こういう諮問をさせていただくということでございます。

○会長 委員の皆さまから他に何かご質問、ご意見なりございませんか。

(意見なし)

○会長 よろしいでしょうか。それでは一通り、質問、意見が出尽くしたようですので、住宅課の職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

(住宅課職員 退室)

○会長 それでは、委員の皆さまにお諮りします。諮問案件の取扱いをいかがでしょうか。これも先ほど説明がありましたように、公益性といいますか治安の問題とか街全体の景観の問題ですとかそういった部分に関わってくると思いますけれども、委員の皆さんで何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

○会長 意見がなければ、今回諮問されました、資料番号2-1の個人情報の本人外収集の取扱いについては承認する、資料番号2-2の個人情報の目的外利用の取扱いについては承認する、ということよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、次の案件に移ります。資料番号3-1から3-8、健康医療部母子保健課所管の「母子保健事業」、こども未来部こども相談課所管の「子ども家庭支援事業」、教育委員会児童生徒課所管の「児童生徒支援事業」に係る個人情報の本人外収集及び本人への通知の可否並びに個人情報の目的外利用の可否及び本人への通知の可否に関する諮問案件について審議したいと思います。担当課から説明を受けたいと思いますので、事務局、関係の職員に入室してもらってください。

(母子保健課、こども相談課、児童生徒課職員 入室)

○会長 ごくろうさまです。まず、本日出席していただきました職員の方々の自己紹介をお願いします。

(母子保健課、こども相談課、児童生徒課職員 自己紹介)

○会長 それでは、諮問案件を説明してください。

○こども相談課 今回お諮りする案件の目的から説明させていただきます。説明資料3-7の「子どもの支援情報一元化案について」をご覧ください。こちら前回の委員会でお示した資料と同じものがございます。重複して恐縮ですが、少し振り返りをさせていただきます。今回の大きな目的としましては、昨今の子ども家庭をとりまく課題であります、児童虐待、いじめや不登校、子どもの貧困等様々な課題に対して、できるだけ早期に、切れ目なく、予防的な支援を行い、これらの未然防止をしていこうとするものでございます。この資料の下の図「子ども家庭の支援層イメージ」をご覧ください。図の一番上は、要保護児童等で既に支援が入るところになりますが、その下にある要保護児童等の予備軍である真ん中のグレーの層、この層について支援を充実していこうとするものでございます。これまでは、情報共有ができず問題の潜在化が課題となっておりました。そこで、この層についても現在、縦割りである支援、縦割りで保有しているご家庭の支援情報を関係機関で共有をして効果的なアプローチを行っていこうとするものです。手法としましては、子ども家庭に関わる行政情報を集め、これを、母子保健課、こども相談課、教育委員会事務局児童生徒課の3課で、共通の電子システムにおいて一元管理し、支援に活用していきたいと考えております。共有する子ども家庭に関わる行政情報については、資料3-8の一覧表をご覧ください。これら、市民課をはじめとする福祉事務所等の8つの課が保有する15情報を共有していきたいと考えております。諮問内容の詳細につきましては、各課からご説明をさせていただきます。まずは、母子保健課からご説明をさせていただきます。

○母子保健課 先ほどの資料3-7の子ども家庭の支援層イメージの図に戻ります。まず、母子保健課の事業内容について簡単に説明させていただきます。母子保健法に基づいて母性や乳幼児の健康保持、増進を図るために、全ての妊産婦、乳幼児、小児慢性特定疾病等の疾患を持つお子さん、児童等を対象に保健指導、健康診査、医療費助成等の事業を行っています。この資料の三角形のところでいいますと、三角形全体になりまして、一般層の下のところまでを対象としたような事業となっております。その中で妊産婦、乳幼児の支援の実際としましては、妊娠届出時に保健センターの窓口で医療職が、全ての妊婦さんと面接を行ってリスク評価に基づいて支援方法を決定し、妊娠期から支援を行っております。その面接の中で、一般層のそれほど支援のいらない層か、養育のところのリスクがある方か、また黒い部分の特定妊婦、要保護児童等に該当するか、というようなところを実際判断しております。ここの部分で、中間層になる部分のところになるか児童福祉法の要保護児童等に当たるかどうかという判断のところは、現場としてはなかなかご本人さんとの面談内容からでは判断しづらいというところで、さまざまな機関からの情報というのが客観的なところの事実に基づいて適切な支援を行うという意味で非常に重要だと考えております。

資料3-1の諮問表をご覧ください。先ほど説明しました面談等から養育のリスクの疑いがあると考えられても、母子保健課からの関わりを保護者の方が拒否されたりし、なかなか養育環境の把握が難しい場合があります。また、保健師が家庭訪問、保護者の同意が得られてご家庭に行

った時、当事者である妊産婦さん、赤ちゃんは元気であるけれども、一緒にいる兄弟の問題を探知することもあります。例えば、保護者が疾患等で、なかなか上のお子さんの養育までは難しくかったり、登園、登校ができていなかったり、今話題となっているヤングケアラーではないかというように疑われるケースも多々あります。本人、兄弟姉妹の教育委員会事務局で所有する学事情報、放課後こどもクラブの所属情報、児童生徒課の相談対応等の記録を基に、家族の抱える問題を共有して関係機関と連携して早期の支援を行いたいと考えております。

次に、資料3-2の諮問表をご覧ください。母子保健課が関わっている妊産婦ですが、日本の妊産婦の死因で最も多いのは、疾患ではなくて自殺と言われています。その原因となる周産期うつの予防、早期発見の対応を行うためには予防的支援の充実というのが大事だということで、母子保健課では重点的に取り組んでいます。周産期うつについては、妊婦の精神疾患のり患歴、障害のサービス、虐待、DVを受けたりとか、子どもさんのこれまでの養育状況、こども相談課での対応の記録等を把握して、それにあわせて妊産婦さんの支援をすることが重要です。本人の疾患の理解とか医療機関での評価でギャップがあることがあり、本人の申告する情報だけではなかなか正確なリスク評価ができないということで、正確な情報収集にかなり時間をかけながら現在取り組んでいます。資料3-2にあげました個人情報把握し客観的な情報も加えて、適切な時期に適切な評価を加えて、早期発見、早期対応を行うということで、医療機関との連携、助産制度、産後ケア事業、訪問看護やヘルパー等サービス支援の充実につなげていきたいと考えております。以上です。

○こども相談課 続きまして、資料3-3の諮問表をご覧ください。必要とする個人情報の項目は記載のとおりで、教育委員会の学事情報等となります。こども相談課では、児童虐待対応やそれ以外の事業もやっております、このほか、こども総合相談窓口等の家庭児童相談支援事業、こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業、障害児通所支援事業、児童発達支援事業等を行っております。相談をお受けした際、現在は保護者からの相談が多いのですが、相談者からの情報をもって、寄り添いながら何が問題か、どうアプローチしたらよいかの見立てを行い支援にあたるのですが、現在は当然ながら保護者からの聴き取り情報しか見立ての材料がなく実際は見えていない部分が多々あります。こういったものを聞き取りながらゆっくり引き出してはいくんですけれども、相談者がSOSを出しづらくなかなか伝えられないことがあったり、主観的な事象になるために、本当の主訴、問題がなかなか見えてこなかったりします。その結果、対応が遅れたり、問題が後々になって出てきたりすることも想定されます。

こういった問題の潜在化を解決していくというところで、今回、客観的な事実を知ることによって、また、学童期のお子さんにおいてはなりますが、児童生徒課が関わっているということを知ることができれば、ケースに応じてですが、このご家庭について児童生徒課が把握している問題について、あるいは、こども相談課が把握した問題について早期に共有でき、学校等の所属や児童生徒課と協働でアプローチにあたることができます。この結果、虐待や非行、ヤングケアラー問題の防止対策にもつながることと考えております。以上が収集を必要とする理由です。

続きまして、資料3-4の諮問表をご覧ください。必要とする個人情報の項目は記載のとおりで、市民課等が保有しているDV支援措置情報、障害情報、福祉情報等になります。必要とする理由につきましては、先ほどと同様の説明となりますが、今までは、子ども家庭に問題があっても、それがどの要因によるものなのか、全体像が見えない場合も多くありました。また、関わりがあったとしても後から問題があることがわかる場合も多々ございます。これが、ここに記載のような子ども家庭の状況を把握することで、例えば、子どもの育てにくさが主な問題だととらえていたが実は経済的困窮やそこから派生する保護者の余裕のなさ、混乱が要因の一つではないかと思えてきたり、また、ひとり親家庭で経済的にどうも豊かではないことが想定されるのに児童扶養手当が受給できていない、そういったサービスの受給漏れといったことも早期に発見することができます。また、児童発達支援センター等発達支援の相談の中では、家庭状況を把握できることで、その家庭の経済力等に沿ったサービスのご提案ができること、また、保護者の障害特性等がわかれば説明に視覚的な工夫をする等わかりやすく効果的なアプローチが可能となります。受給できるはずのサービスが受給できていなかった場合等には、寄り添いながらご案内し、時にはご一緒に手続きもさせていただく等、見立てを的確に行いながら支援に結びつけられること、特に母子保健課や児童生徒課等と適切に役割分担が可能となることから、子ども家庭の環境改善にさまざまな期待できることが想定されます。以上により、これらの情報を必要とするものです。

○児童生徒課 続きまして、資料3-5の諮問表をご覧ください。必要とする個人情報の項目は、市長部局の市民協働部市民課、福祉部福祉事務所・障害福祉課、健康医療部母子保健課・保健予防課、こども未来部子育て給付課・こども相談課が保有する、資料に記載の情報となります。実際の個人情報の項目としましては、個人情報の項目として列記しております住民基本台帳、生活保護情報等これまで各課から説明があったものと同等の情報となります。

当課は、児童及び生徒の健全育成を図り、学校生活・学習を円滑に行うための支援として、非行やいじめ等の問題行動の予防や対応、不登校児童生徒への対応をはじめ、教育相談を行っています。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、「ともに学びともに育つ」インクルーシブ教育を推進しています。収集を必要とする理由としましては、的確な対応や様々な支援の実施にあたって、当該児童及び生徒、個々の生活環境や生育過程、これまでの支援歴、生活状況を含む家庭環境等の情報が児童及び生徒の置かれている状況を多角的に理解するために有益なものであり、これらの情報を含めた支援方針や対応策を講じることで、児童及び生徒が抱えている根本的な課題へのアプローチ及び支援が可能となります。いじめ対策方針の取組みにつきまして、現在では、いじめは、いつでもどこでも誰にでも起こりうるものと捉えまして、いじめが起きたならば、そのことに対して児童生徒が嫌な思いをしたということであれば、早期にそれをいじめとして認定をして早期に解消を図るというような取り組みになっております。例えば、いじめ等の問題行動や不登校の背景にある家庭の情報や就学前の発達経過の情報等により、児童及び生徒又は児童及び生徒の問題行動等への理解が深まり、よりの確な見立てによる支援方

針や対応が可能となり、地域資源の活用提案等、支援機関と連携した支援につながることも可能となります。いじめが起こった時にいじめの加害、被害とされる児童がいるわけですが、例えば、加害とされる生徒について発達の課題等があった時に、その発達の課題について、学校が児童生徒本人、また、保護者の方の理解がなくて、例えばその特性から聴覚過敏があったりして、騒がしいところでは障りが出てちょっと暴力的に振り回したりしてしまう、それがたまたま周囲の児童生徒に当たって、暴力行為とかいじめ行為というふうにとられてしまう。ただ、それは、その行為そのものではなくて、その児童生徒の特性がよくわかっていれば、未然に予防したり防げたりする事象であるというような可能性もございます。また、仮に、情報のない中で、問題行動等の客観的事実のみから支援方針や対応策を講じた場合、受けられるべき支援を受けることができず、また、問題解決に時間を要する、不登校状態が長期化する等の事態が想定されます。このような事態を回避するために、事前に成育歴の中で受けていた支援があるのかないかとか、また、家庭の環境等の情報を入手して、それを的確に判断して支援策なり対応策を講じていくような対応がとれます。こういう対応のために非常に有益であるということで、情報の共有を必要といたします。

続きまして、資料3-6の諮問表をご覧ください。必要とする個人情報の項目は、教育委員会事務局教育総務課の学事情報、学び育ち支援課の放課後こどもクラブ所属情報となります。目的外利用を必要とする理由としましては、先ほどの収集を必要とする理由と同様の説明となりますので割愛させていただきます。繰り返しとなりますが、問題行動や不登校、学習の遅れ等の課題には、様々な背景が複雑かつ重層的に関わっている場合は少なくありません。例えば、児童及び生徒の行方がわからなくなった場合、学校に行くと言って家を出た又は学校が終わって学校を出たけれども家にいないというような場合、それが事件なのか、事故なのか、それ以外なのかいずれにしても児童生徒の安全を確保するために児童生徒を捜索するということとなります。そのために、さまざまな学校の先生、学校の関係者、保護者、警察にも依頼をかけながら捜索をするわけですが、この時、児童及び生徒の障害の有無、障害の程度等に加えて、学事情報の通学区域の変更が過去にあったのかなかったのか、放課後こどもクラブの情報で在籍しているのかしていないのか、また、その日の出欠状況によって探索する時間帯や探索区域を絞ることが可能となり、児童生徒の早期発見につながるようになります。児童生徒に係る情報の共有は、問題行動等の早期解決、適切な支援の実施にとどまらず、これらの情報により、問題行動等の発生予防にもつながることが期待されます。当初ご覧いただいた資料3-7の三角形の図でしたが、一般層のところから中間層のところまで、ここのところは、先ほど説明しましたように、いじめがいつでもどこでも誰にでも起こることであるということになります。また、既に要保護児童等になっている場合でも、学校に通っていく中でさまざまな問題行動に遭遇する又は巻き込まれてしまうというようなことが想定されます。このような事態を早期にキャッチし、その上で予防策としてリスクの管理をする。また、問題行動等が起こった場合は、的確な見立てと支援方針の決定、支援の実施により、児童生徒の利益、児童生徒の健全な育成を支えていくことに大変重要な情報となります。これらのことから情報の共有が必要となってまいります。

以上、大変、雑駁な説明となりますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。最初のほうで妊婦支援の話がありましたが、それには外国人も入っているのですか。

○母子保健課 外国人の方も含めて、豊中市にお住まいであったり、また、住民票がない方であっても、例えば、DVの関係で豊中市に来られている方でも、支援対象になっています。

○会長 ありがとうございます。この件について、委員の皆さんでご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○委員 今朝のテレビで、家出をする子がものすごく増えているということがやってまして、原因は、貧困だとか、家庭内での暴力だとか、いじめだとか、どこへ行ったかわからないけれどもSNSを使って助けてくれとか、犯罪に巻き込まれたりとか、いろんなことが起こっているんですけども、こういった18歳未満の児童生徒の対応について何か考えておられるのでしょうか。

○こども相談課 まず、虐待対応をしている部局からお答えします。そういった家出が起こらないように、虐待の恐れがある場合は、国民に通告の義務がありますので、そこから通告対応が始まるということにはなるんですけども、今回このような情報共有をさせていただきながら、より早期にそのご家庭の問題等に支援をさせていただきたいと思っておりますので、広い意味でのそういった要望については、取り組んでまいりたいと思っております。

○委員 家出してしまった子どもに対してどうするのかということも教えていただきたいんですけども。

○児童生徒課 家出をしてしまった生徒がおりましたら、まずはこどもが安心・安全に帰ってくるように、できる範囲で警察と連携して保護者と一緒に捜索をしていくという対応をしていきます。それで子供の安全・安心が確保できたら、要するに、見つけることができたのであれば、子どもからの聴き取りをしていきます。ただ、先ほども仰っていただいたように、子どもが家出するというのは、何らかのストレスだとか、しんどさの表れですので、それが例えば、保護者の家庭でも養育環境だとか、そういったものに起因するものであれば、子どもがなかなか本当のことが言いにくいというような状況が生まれます。ですので、このような今提案させていただいているようなシステム等があれば、子どもや保護者からなかなか聞き出せない情報等を客観的に第三者的な観点で見ることができて、子どもに対して、こういうところがしんどいのか等の声か

けをしながら子供によりそった対応をしていけるのではないかと考えています。また、そのような対応が望ましいのではないかと考えております。

○委員 望ましいですけれども難しいですね。ありがとうございます。

○委員 すいません、質問があるんですけども、子どもに関する情報を一元化するというのは、すごく賛成でその子に効果的に対応するにあたっては、多方面からの情報を共有するというのが大事だと思うんですけども、一方で、すごくセンシティブな情報を集約されていくということなので、たしかデータで管理すると言っていたと思うんですけども、そうすると、そのデータに誰でもアクセスできてしまうと、センシティブな情報もいろんな人が得られることになってしまうので、ちょっとその辺が気になりましたがいかがですか。

○こども相談課 ありがとうございます。情報の管理につきましては、まずシステムにアクセス権限を非常に厳密にしていまいます。実際に相談支援に携わる者しか見られないようにいたしますし、セキュリティに関しましては、1人1人のパスワードにアクセス権限を持たせまして生体認証、顔認証等を取り込んでまいります。また、誰が、いつ、何を見たかのログという記録も残してまいります。それから、閲覧制限も必要最低限にさせていただきますので、そのあたりの細かな分野については、工夫を図っていく予定です。

○委員 ありがとうございます。

○会長 例えば、いじめの問題については刑事事件と紙一重ですよ、で、もしもこのいじめが刑事事件まで発展した場合に、警察から要求があったら、そのデータというのはどうなるんですか。

○児童生徒課 任意照会には応じません。裁判所からの執行権のある令状等が出ましたら、開示をさせていただくこととなります。

○会長 よく捜査関係事項照会ということで、すぐ出したりとかしますからね、その辺は厳格にやっていただきたいなというふうに思います。

○児童生徒課 ありがとうございます。

○会長 一通り、質問、意見が出尽くしたようですので、母子保健課、こども相談課、児童生徒課の職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

(母子保健課、こども相談課、児童生徒課職員 退室)

○会長 それでは、委員の皆さまにお諮りします。諮問案件の取扱いについて何かご意見ありますか。

(意見なし)

○会長 意見がなければ、今回諮問されました、資料番号3-1個人情報の本人外収集の取扱いについては、承認する、本人通知の取扱いについては承認する、資料番号3-2の個人情報の目的外利用の取扱いについては承認する、本人通知の取扱いについては承認する、資料番号3-3個人情報の本人外収集の取扱いについては承認する、本人通知の取扱いについては承認する、資料番号3-4の個人情報の目的外利用の取扱いについては承認する、本人通知の取扱いについては承認する、資料番号3-5個人情報の本人外収集の取扱いについては承認する、本人通知の取扱いについては承認する、資料番号3-6の個人情報の目的外利用の取扱いについては承認する、本人通知の取扱いについては承認する、ということよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、次の案件に移ります。報告案件で「クレジットカード収納業務に係る委託先事業者の変更について」です。では担当課から説明を受けたいと思いますので、事務局、関係の職員に入室してもらってください。

(税務管理課職員 入室)

○会長 ごくろうさまです。まず、本日出席していただきました職員の方々の自己紹介をお願いします。

(税務管理課職員 自己紹介)

○会長 それでは、報告案件を説明してください。

○税務管理課 平成28年3月31日に豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会に諮問させていただきました、クレジット収納データ伝送業務システムについて、Yahoo! 公金支払いにクレジット収納依頼データを伝送するという点につきまして、電子計算機接続が必要になるということと以前諮問させていただきました件の引き続きということになります。今回発生しましたのが、Yahoo! 公金支払いを運営しておりましたヤフー株式会社が令和3年度の3月を持ちまし

てサービスを終了するという通知を受けまして、クレジット収納業務を継続するために後継の事業者を選定させていただきました。その事業者が報告資料1-2に記載しております株式会社エヌ・ティ・ティ・データとなりますので、その内容について変更点をご説明いたします。

前回の諮問のおさらいということで資料をご用意しております。このうち、報告参考資料3-1につきましては、前回の諮問時の諮問表となります。収納依頼データをヤフー株式会社へ送るにあたって、ここに個人情報に含まれてはいないのですが、Yahoo! 公金支払いにデータを提供して、そのデータがYahoo! 公金支払いのサイトにおいてクレジットカード情報等を入力した時点で個人情報となるため保護措置等について検討させていただいたものになります。保護措置として諮問の際に記載させていただいたものが、クレジット収納データをヤフー株式会社へ提供するためにIPアドレスで端末を制限したり、CD-Rへデータを焼くにあたってその際使える端末等を制限したりするといったことを、保護措置として書いているんですけども、その内容について事業者が変更になる点とそれにあわせてこの依頼データをどのようにして事業者へ渡すのかという提供方法の部分が変わりますので、その内容について説明をします。報告参考資料2の図解資料をご覧ください。諮問時に説明させていただいた内容としましては、図の1番左にある税総合システム、こちらが税の基幹システムの端末となります。真ん中にありますのがクレジット収納専用端末になりまして、ここにデータの受け渡しをして、そこからインターネットを通じてYahoo! 公金支払いの右側にありますクレジット収納サーバというところに、この収納依頼データ、クレジット収納するためのデータを渡すということになっていたわけでございます。ここで変更になりますのが、クレジット収納サーバの提供者がヤフー株式会社から株式会社エヌ・ティ・ティ・データに変わることになります。変更内容につきまして、報告資料2をご覧ください。その中のシステムイメージの図で報告参考資料2と似たイメージ図になりますが、同じく1番左側に税総合システム端末の記載があります。真ん中あたりに、先ほどの図ではクレジット収納専用端末とお伝えしていたものが、LGWAN 仮想端末に変わっております。それから1番右側にクレジット収納サーバの記載がありますが、こちらの提供者が、これまではヤフー株式会社の提供だったものが株式会社エヌ・ティ・ティ・データに変わっております。変更点につきましては、報告資料1-2をご覧ください。この資料では、変更点として、接続先と個人情報についての保護措置の2点を記載しています。接続先につきましては、先ほど申しましたとおり、ヤフー株式会社から株式会社エヌ・ティ・ティ・データに事業者が変更となっております。個人情報についての保護措置につきましては、まず変更前として、ヤフー株式会社のクレジット収納データの格納に使用する光学ドライブは、税総合システム端末及びクレジット収納端末の双方に登録済みの機器に限定するというので、元々データ転送に用いるためのクレジット収納端末を使うにあたって、税総合システム端末、それからクレジット収納端末に、あらかじめ使える人を限るという措置を設けておりまして、こういった点を記載しています。これが変更後どうなるかというと、光学ドライブというCD-R等へ書きこみを行う機器があるんですけども、こちらを使用しません。その代わりに、LGWANという地方公共団体が全国的に使用している行政専用のネットワークがありまして、こちらのほうで事業者がい

ろんなサービスを提供しております。そちらがLGWAN-ASPと呼ばれるものでして、民間の事業者が行政に対していろいろなサービスを提供しているものがありまして、この地方公共団体専用のネットワークの上で、民間事業者が提供するさまざまなサービスがあるんですけれども、そちらを利用することによって、安全な環境でデータ転送を行うことができるという仕組みが整っておりますので、こちらを利用させていただくということです。LGWAN-ASP業者には、変更先である株式会社エヌ・ティ・ティ・データもなっております、LGWANというネットワークの上でデータの提供をしていただくと、こちらからも収納依頼データを安全なネットワーク環境でデータの受け渡しができる、というものになっております。このLGWAN-ASPにLGWAN仮想端末経由でアクセスして取得するという事なんですけれども、LGWAN仮想端末というものが何かというと、LGWANに接続するための仮想的な端末で物理的な端末と異なり、税総合システム端末等の別の端末からネットワークを経由して画面を操作するもので、それを使用して株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供するLGWANのサービスを利用していくものとなっております。画面転送だけですので、実際に操作している間は、データ転送が行われるのではなく、画面の処理結果だけが見えてくるというものになります。なので、実際の操作というものは、税総合システムから直接データをとっているものではなく、あくまでもLGWAN仮想端末を操作して、そこにデータを取得していくという流れになります。LGWAN仮想端末からのデータ転送についてですが、先ほど収納依頼データというのを最終的にクレジット収納サーバに引っ張らないといけないわけなんですけれども、この税総合システムから抽出した収納依頼データをFileZenというものを經由してファイルのやりとりを行います。このFileZenとは、異なるネットワーク間でファイル転送を行うためのソフトウェアの一つになっておりまして、税総合システムから抽出した収納依頼データを、FileZenを經由してファイルを置いて、LGWAN仮想端末を操作する時に、そのFileZenからデータを取り出してクレジット収納サーバにデータを送り込む、というやり方を行っております。このように、元々CD-Rを使用して物理的に焼きこんでデータを送っていたものが、ネットワーク越しにデータを送り込むことができるようになった、といったところが変更点になっております。そしてこのLGWAN仮想端末を操作できる端末というのがデジタル戦略課によって限定をされておりまして、税総合システムのどこからでもLGWAN仮想端末を操作できるというわけではなく、特定の端末に限ってLGWAN仮想端末にアクセスができるという制御を設けることによって、セキュリティを確保するという事を行っております。続きまして、報告資料1-2の一番下に、ヤフー株式会社との接続は、IPアドレスによるアクセス制限をかけた独自の専用端末からHTTPSプロトコルによるSSL暗号化通信を行う、ということが書かれています。具体的に言いますと、前回のヤフー株式会社のサーバというのは、インターネット上に公開されておりました。ですが、誰しもがそこにアクセスしてはまずいということがありましたので、IPアドレスを使ってその特定のIPアドレスに限って公開をするという契約を締結していました。それから、HTTPSプロトコルによるSSL暗号化通信を行うということですが、インターネット上にあるヤフー株式会社のサーバと豊中市との数値に関して

は、暗号化をすることによって、第三者からその内容を傍受することができないようにしていた
だくというものです。これが変更後どのような形になるかという、株式会社エヌ・ティ・ティ・
データが提供するLGWAN-ASPでは、LGWAN仮想端末経由でのみアクセスが可能と
いうことで、LGWAN-ASPを提供している株式会社エヌ・ティ・ティ・データのサーバで
は、このLGWAN仮想端末からしかアクセスができないという形で同様の制御をかけている
ということでございます。また、LGWAN仮想端末では、特定の税総合システム端末から画面
転送のみ可能となるようネットワークの制御を行うことで、LGWAN仮想端末にアクセスす
るために、さらに税総合システムの端末制御が限定されるということ、二重の制御というもの
が課せられていますので、よりセキュアな環境になっております。さらに、株式会社エヌ・ティ・
ティ・データが提供するLGWAN-ASPへはHTTPSプロトコルによるSSL暗号化通
信を行うということで、前回のYahoo! 公金支払いの際の内容と同じ保護措置をとっています。ま
た、当サービスへは、クライアント証明書をインストールしたLGWAN仮想端末のみ接続可能
であるということになっております。クライアント証明書とは、システムの接続相手が正しいこ
とを示すための電子証明書的一种です。SSLサーバ証明書等と異なり、端末にインストールし
て使用するもので、特定の端末からのみシステムへのアクセスを許可するアクセス制御等に利
用するものです。このLGWAN仮想端末をクレジット収納サーバのLGWAN-ASPにつ
なぐにあたって、デジタル戦略課がこのクライアント証明書をインストールしたものでなけれ
ばアクセスをさせないという形で設定を行っていただいておりますので、株式会社エヌ・ティ・テ
ィ・データが提供するクレジット収納サーバにアクセスできる者は、デジタル戦略課が許可した
LGWAN仮想端末のみであるという形での制御となっているというものです。ということで、
前回、一部CD-Rに焼いて専用の独自の端末からインターネット経由でデータ転送を行って
いたものを、事業者が株式会社エヌ・ティ・ティ・データに変わったことにより、データの提供
方式も一部変更させていただきまして、ネットワーク越しでのデータ提供となるところが変更
点となる所と、ネットワーク転送を行うにあたりましてアクセスする端末においては、ア
クセス制御を行うことで外部の人間が容易にそのデータを用いることができるようにはしてい
ないという変更内容とさせていただいております。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。これは、簡単に言えば、ヤフー株式会社が今までやっていたこ
とを辞めたということですね。そのため、株式会社エヌ・ティ・ティ・データのほうに移行し
なければいけなくなったということで、それで、今考えられている最高のセキュリティを施して
移行しますよということですね。

○税務管理課 おっしゃる通りです。

○会長 他の自治体でも同じようなことをやっているんですか。

○税務管理課 はい、東京都の中野区含めいくつかの自治体で導入実績があります。

○会長 ただ今、担当課から説明がありましたが、この件について、委員の皆さんで何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

○会長 では、どうもありがとうございました。税務管理課の職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

(税務管理課職員 退室)

○会長 今のは報告案件ですので、審議はいたしません。それでは、次の案件に移ります。資料番号4-1と4-2、総務部法務・コンプライアンス課所管の「豊中市個人情報保護制度の見直しについて」に係る、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例第2条第1項第2号に規定する重要事項について、審議したいと思います。担当課である法務・コンプライアンス課から諮問案件を説明してください。

○事務局 それでは、お手元に配布しております資料4-1をご覧くださいませでしょうか。諮問の主な内容としましては、2点ございまして、1点目が「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護 制度の見直しについて」、2点目が「個人情報保護制度の見直しに伴う情報公開制度の見直しの検討について」でございます。

まず、1点目の個人情報保護制度の見直しにつきましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条、第51条によりまして、個人情報保護に関する一般法を一本化するとともに、地方公共団体等の保有する個人情報の取り扱いにつきましても、個人情報の保護に関する法律で定め、共通ルールに則って運用することが基本となります。今回の整備法の目的の一つとしては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立があげられてまして、地方公共団体ごとの規定・運用の相違がデータ流通の支障となっていた課題等の解消を目的とされております。地方公共団体に直接関係のある整備法律第51条の施行は、令和5年4月が見込まれており、施行後は、全国共通のルールの下で、国のガイドライン等により統一的な運用が図られます。

しかしながら、一部の事項につきましては、地域の実情に応じて条例で定めることができるようになっておりまして、具体的にご説明しますと、「3. 条例に記載すべき事項」である「手数料の設定」については、必ず条例で記載する必要がございます。現行の豊中市個人情報保護条例では、条例の目的に照らし、自己情報の開示に係る手数料の負担により利用者の利便が制約され

ることがないよう、手数料を無料とする措置を講じ、コピー代として実費のみいただいている運用としております。全国の自治体におきましても、手数料については有料、無料さまざまとなっております。法改正後は、個人情報の保護に関する法律が適用されることから、自己情報の開示の役務の供給を受けた特定の者のみはその利益を受けることとなるものであることに注目して、役務の供給を受けた特定の者から手数料を徴収することとなっておりますが、自治体の実情にあわせて、無料とすることも許容されているものです。なお、国におきましては、申請手数料として300円の設定等がされているものでございます。手数料につきましては、整備法律第51条の施行までに条例で定める必要がございますが、手数料の額についてどうあるべきか、これまでどおり無料とするか等を含めご審議いただくものでございます。

次に、「4. 条例に記載することが許容される事項」としては(1)から(4)までに掲げる4点について諮問するものでございます。

2点目の「情報公開制度の見直しの検討につきまして」は、1点目の保護制度の見直しに伴い、手数料の設定や開示請求に係る開示決定までの期間設定等について現状の情報公開条例の運用を踏まえ検討するため提案するものでございます。

最後に、現時点で想定しております、諮問事項に係る今後のスケジュールについて資料4-2をご覧くださいませでしょうか。まだ現時点では不確定なものもありますので、あくまで事務局で想定しております大まかな動きでございますが、区分「国のスケジュール」にてお示ししております、改正後の個人情報の保護に関する法律に関する地方公共団体用のガイドラインの成案化されたものが次年度4月中旬頃発出される見込みとなっております。国の個人情報保護委員会でパブリックコメントが実施される関係で、原案がまもなく示される予定となっておりますので、そのガイドラインの内容の分析等を事務局で進めながら運営委員会で何回かにわたってご審議いただければと考えております。また、見守りカメラの案件等の様に、法令等の解釈に関わる案件等につきましては専門部会の設置を行っており、今回の諮問案件につきましても、個人情報の保護に関する法律の改正経緯や豊中市個人情報保護条例及び情報公開条例の趣旨等を踏まえた法令等の解釈に関わる案件であることから、専門部会の設置を想定したスケジュールをお示しさせていただいておりますので、この点につきましてもご意見等頂戴できればと考えております。

以上雑駁な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願ひし ます。

○会長 ありがとうございます。ただ今、担当課から説明がありましたが、何か質問なりご意見なりありますか。

(質問・意見なし)

○会長 よろしいですか。それでは、この件については、個人情報の保護に関する法律の改正経緯や豊中市個人情報保護条例等の趣旨を踏まえた法解釈を検討する必要があることから、まず

専門部会で検討し意見を取りまとめて、それを全体会議の場で審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 では、専門委員として、恩地副会長、井上委員、加賀委員、高橋委員、宮下委員と私の6名で専門部会を開き、審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 ありがとうございます。では、本日の案件は以上ですが、事務局から他に何かありますか。

○事務局 先ほど審議いただいた個人情報保護条例と情報公開条例の改正の部分につきましては、国のほうからガイドラインが発出されるのが、4月中旬頃と想定しておりますので、4月下旬以降の専門部会の開催を想定しまして、専門部会の委員の先生方に日程調整させていただきます。

○会長 ありがとうございます。これもちまして会議は閉会にしたいと思います。お疲れ様でした。

(午後4時45分閉会)